

「かみかわ食べものがたりフェア」開催要領

1 目的

上川管内の特産品の PR 及び販路拡大を図るため、北海道どさんこプラザ札幌店において、マーケティングサポート催事を活用した物産・観光 PR を実施する。

2 日時

令和 7 年(2025 年) 12 月 10 日(水)～16 日(火) 7 日間 各日 8:30～20:00

※ どさんこプラザ札幌店の営業に合わせ、変更となる場合がある。

3 会場

北海道どさんこプラザ札幌店(札幌市北区北 6 条西 4 丁目 JR 札幌駅 1 階西通北口)

- (1) 催事コーナー①(東側)
- (2) 催事コーナー②(西側)
- (3) 店舗入口コーナー ※陳列販売しない場合は使用しない。
- (4) 店内冷凍・冷蔵コーナー
- (5) PR スペース(物販なし)

4 主催

北海道上川総合振興局

5 協力

北海道どさんこプラザ札幌店(以下、「店舗」という。)

6 内容

上川管内で製造された商品の催事販売

- (1) 事業者による実演を伴った対面販売
- (2) 商品陳列棚を利用した陳列販売
- (3) 管内の観光及び物産 PR
- (4) 購入者を対象とした抽選会 ※振興局

7 募集対象事業者

上川管内に主たる事務所または事業所を有する事業者のうち、次のいずれかに該当する者とする。

なお、ここでいう「道産品」とは、道内で生産、製造または主な加工が行われ、最終消費者に対して販売することができるもの(農林畜水産物、加工食品、工芸品等)をいう。

- (1) 道産品の生産、製造加工を行っている者
- (2) 自らが企画・考案した道産品の販売を行っている者

8 募集内容

(1) 対面販売

ア 各日 2 社まで(最大 14 社)

※ 複数日の申し込みは可とするが、申込多数の場合は主催者が調整する。

イ 商品数の上限なし

対面販売を実施しない日は陳列販売が可能だが、商品は 5 品程度とする。

(2) 陳列販売

ア 事業者数の上限なし

イ 7日間の販売とする。

ウ ~~商品は5品程度まで。ただし、~~商品数の上限はないが、申込多数の場合は更に制限することがある。

9 募集にあたっての条件

- (1) 販売商品は、製造者が PL（製造物責任）保険等に加入し、かつ、表示に関する法令を遵守している商品に限る。
- (2) 対面販売は調理実演が可能。ただし、匂いの強いもの、煙が出る等の一部の調理実演やガス調理器、フライヤー、直火等の使用は不可。また、JR 札幌駅の改修工事に伴って排水が仮設備となっており、油が流せないため、油を使用する調理を行う場合は事前に相談すること。
- (4) 事業者は店舗に対し、1日ごとの売上の15%（税別）を手数料として支払うこと。ただし、上限額（5万円/日）の設定がある。
- (5) 事業者は、振込手数料、参加者の経費（運送費・旅費・宿泊費等）及び売れ残った商品の返送・廃棄について負担する。
- (6) 催事コーナーの冷凍冷蔵オープンケース、電子レンジ、電磁機器（IH）以外の什器、特殊備品を使用する場合は、事前相談の後、各事業者が手配する。
- (7) 事業者は、別記様式6「北海道どさんこプラザ（札幌店）MS 催事商品カルテ」により販売する商品情報を報告する。
- (8) 出展品や展示物の損害、滅失、盗難などに関して、主催者及び店舗は一切の責任を負わない。

10 申込書類

- (1) 申込書
- (2) 出品商品リスト（別記様式5）
※ すべての販売予定商品を記載すること。
- (3) 商品カルテ（別記様式6）
- (4) PL 保険証（写）
※ 販売者と製造者が異なる場合は、それぞれが被保険者になっているもの。

11 申込方法

下記あてメール、FAX、郵送等により申し込むこと。

北海道上川総合振興局 産業振興部 商工労働観光課 食・観光戦略室 高橋
〒079-8610 旭川市永山6条19丁目

TEL：0166-46-5320/FAX：0166-46-5208

E-mail: kamikawa.kanko@pref.hokkaido.lg.jp

URL <https://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/ss/srk/133292.html>

12 その他

- (1) フェアで扱う商品は消化仕入となる。
- (2) 申込多数の場合は、次のような事業者、商品を優先する。
ア 調理実演を行う事業者
イ いわゆる一次産品、地域限定品や新商品などの特色ある商品
- (3) フェア開催の周知（チラシ等）にあたって、商品画像等の提供を依頼することがある。
- (4) この要領に記載のない事項については、別途協議する。